

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成18年6月30日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市中京区新町通蛸薬師下る百足屋町378番地の8

木村萬平

2 建築協定の名称

京都市中京区新町通百足屋町一部地区建築協定

3 建築協定区域

京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町372番地の2、374番地の1から374番地の4まで、375番地から377番地まで、378番地の1、378番地の2、378番地の6から378番地の10まで、379番地、380番地、381番地の1、381番地の3から378番地の8まで、382番地、385番地、385番地の5から385番地の11まで、385番地の13から385番地の17まで、386番地、388番地の1から388番地の4まで、388番地の6、388番地の8、388番地の9、390番地の2、390番地の3、394番地の1、396番地及び396番地の1

4 建築協定区域隣接地

京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町372番地の1、372番地の3、372番地の4、378番地の3から378番地の5まで、385番地の12、387番地、388番地の7及び394番地

5 建築協定の事項

建築物の用途及び形態に関する事項

6 建築協定の期間

5年間

7 認可年月日及び番号

平成18年6月23日付け第13-003号

(都市計画局建築指導部指導課)